

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせを実施します。

令和8年9月9日

支出負担行為担当官

岡山県警察会計担当官 松林 高樹

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 案 件 名 薬物中毒検出用キットの購入
- (2) 業 務 内 容 等 仕様書のとおり
- (3) 納入（履行）場所 仕様書のとおり
- (4) 納入（履行）期限 仕様書のとおり
- (5) 見積書提出方法等 「国費契約に係るオープンカウンターの実施について」に従って見積書を作成し、下記の提出期限までに提出すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格

原則として次に定める条件を全て満たす者とします。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

3 見積書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出先
岡山市北区内山下2丁目4－6（8階）
岡山県警察本部会計課企画・調度係
メールアドレス：pkaikei@pref.okayama.lg.jp
- (2) 提出期限
令和8年9月18日（金）12時00分まで

4 問合せ先

岡山県警察本部会計課企画・調度係
電話番号：086-234-0110（内線：2217）
メールアドレス：pkaikei@pref.okayama.lg.jp

仕様書

案件名	薬物中毒検出用キットの購入
見積書提出期限	令和8年9月18日 12時00分まで
納入期限	令和8年10月9日
納入場所等	〒700-0936 岡山市北区富田町一丁目3番2号 岡山県警察本部科学捜査研究所 担当者：岡原（701-306）
書類提出先及び契約担当者	〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4-6（8階） 岡山県警察本部警務部会計課企画・調度係 角田（スミダ） 電話番号：086-234-0110（2217） メールアドレス：pkaikei@pref.okayama.lg.jp

品名	規格	数量	単位	備考
薬物中毒検出用キット	別紙（薬物中毒検出用キット仕様条件）のとおり	1	箱	25テスト入のもの。

その他	
-----	--

薬物中毒検出用キット 仕様条件

1 概要

尿中の覚せい剤、麻薬、大麻成分代謝物等の乱用薬物を鑑定する際の、予試験(スクリーニング)時に使用するもの。

2 機能及び性能等

- (1) 10項目以上の検出項目があること。
- (2) 大麻の検出項目があること。また、その最低検出濃度が50ng/mlであること。
- (3) 判定に要する時間が10分以内であること。
- (4) キットは個別包装され、各袋にロット番号、使用期限が記載されていること。
- (5) 常温で保存が可能であること。
- (6) メチレンジオキシメタンフェタミン(MDMA)の検出項目があること。
- (7) 納品時に有効期限が6か月以上あること。

3 仕様を満たす品目等

- (1) メーカー名 シスメックス
- (2) 商品名 SIGNIFY ER
- (3) 規格 25テスト入り BY958581

※仕様を満たすものであれば、上記参考品目以外のものでも可。

国費契約に係るオープンカウンターの実施について

岡山県警察本部

岡山県警察本部では、国費で発注する物品等の調達に関し、オープンカウンター（公募型見積合わせ）方式による見積合わせを実施しています。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

1 見積書提出に係る留意事項について

(1) 見積書の記載事項

見積書の様式は任意としますが、以下の事項を記載してください。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名

「支出負担行為担当官 岡山県警察会計担当官」又は「岡山県警察本部長」

ウ 住所（所在地）、商号又は名称、代表者の役職氏名及び押印（押印を省略する場合にあっては、見積書に係る発行権限を有する者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載）

エ 案件名称及び数量

公表した契約案件名（品名、規格等）及び数量

オ 見積金額

各案件において特段の指示がある場合を除き、当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとし、消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載してください。

(2) 見積書の提出方法

見積書の提出方法は、持参、郵送又は電子メールとします。

ア 郵送による提出の場合

封筒に入れて封緘の上、封筒の表書きには、「〇〇〇〇〇（案件名）見積書在中」「岡山県警察本部〇〇課 〇〇係（見積依頼書3(1)の提出先）宛て」と記載してください。

イ 電子メールによる提出の場合

見積書に係る発行権限を有する者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、押印を省略した見積書を作成の上、PDF 等書き換えができない状態で提出してください。

ウ 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めません。

(3) 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とします。

ア 必要な資格を満たさない者が提出した見積り

イ 記載等に不備があり意思表示が明確でない見積り

ウ 金額を訂正した見積り

エ 錯誤により提出されたと認められる見積り

オ 誤字及び脱字等により意思表示が明確でない見積り

カ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等の容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積り

- キ 提出期限までに到達しなかった見積り
- ク 同一の者が同一の契約案件について2通以上の見積書を提出した場合
- ケ 不当な価格のつり上げ又はつり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及びその疑いのある場合

2 同等品の取扱いについて

仕様書に「同等品可」と記載した案件について、同等品により参加を希望する際は、事前に担当者（見積依頼書4の問合せ先）に同等品に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得なければなりません。

3 契約相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格又は予定価格以上で最高価格を提示した者を契約の相手方として決定します。
- (2) 同価の見積りが2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定に基づき、くじ引きにより決定します。

4 見積合わせの結果について

契約の相手方として決定された事業者のみに連絡します。見積書を提出された事業者は、見積書提出期限の翌営業日以降に見積依頼書4の問合せ先に連絡いただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

なお、見積依頼書等について疑義があるときは、見積依頼書4の問合せ先に説明を求めることができますが、見積合わせ後は、説明を求めることはできません。

5 契約書等の作成について

会計法令等の規定に基づき、契約金額等に応じ、契約書又は請書を作成することとします。ただし、契約金額によっては、契約書又は請書の作成を省略する場合があります。

6 その他

- (1) 見積書の作成に要する費用等は、参加者の負担とします。
- (2) 契約担当官等の都合により、調達を中止することがあります。
- (3) 見積書の提出をもって、別紙「暴力団排除に係る誓約事項」に誓約したものとみなします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。